

6次産業化農産加工技術研修業務委託 仕様書

1 目的

新たな農業ビジネスの創出と所得向上を目的に、農業者等を対象に6次産業化に必要な農産加工品等の知識および技術を習得するため、秋田市園芸振興センター施設内の加工研修室等を使用して、6次産業化に関する加工技術研修を業務委託する。

2 業務名

6次産業化農産加工技術研修業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月18日（水）まで

4 研修実施場所

秋田市園芸振興センター（秋田市仁井田字小中島111番地1）内管理棟および加工研修室

※同センターの平面図および設置する調理機器等備品一覧は別添1、2を参照

5 業務委託内容

初めて受講する方向けの「初級者コース」と、6次産業化に着手する予定、あるいは既に実践している方向けの「中級者コース」の2コースの研修を実施する。

なお、本業務に関する委託内容は、以下の項目とし、プログラムの内容については、別添3「初級者コース研修プログラム案」、および別添4「中級者コース研修プログラム案」を参考にし、実施すること。

- (1) 研修実施計画書の作成および提出
- (2) 受講生募集（農業者および事業者への呼びかけ、自社ホームページ、SNS等を利用）
- (3) 研修講師の手配、連絡調整、および講師の送迎（旅費・謝礼の手配を含む）
- (4) 研修資料の事前手配、印刷等
- (5) 研修当日の会場設営、実施
- (6) 講師および市が指定する加工実習用食材、必要調理器具、消耗品等の手配
- (7) 受講感想アンケートの作成、配布、回収、取りまとめ
- (8) 業務完了報告書の作成および提出

6 委託経費

5にかかる費用のほか、下記の経費を業務委託料に含める。

(1) 加工実習の事前準備にかかわる講師謝礼費

別添3「初級者コース研修プログラム案」No. 3において、事前準備として最低1時間分の講師謝礼を計上。

(2) 加工実習用材料費

「初級者コース」と「中級者コース」合わせて5万円（税込）の材料費。

なお、5万円（税込）を超える場合には、受講者に材料費を負担してもらうこととする。

(3) 参加者にかかわる傷害保険加入費

参加者が急激、偶然かつ外来の事故により怪我をした場合に対象となる保障内容の「レクリエーション参加者傷害保険」への加入。

7 研修の受講対象

(1) 初級者コース

6次産業化を目指す農業者または加工事業者。定員は10名程度とする。

(2) 中級者コース

6次産業化に着手する予定あるいはすでに実践している者。または過去に本研修を受講したことがある者。定員は5名程度とする。

8 研修内容等

(1) 初級者コース（通年全8回）

6次産業化に必要な農産加工品等の知識や技術を習得するための座学講座と加工実習を組み合わせた内容とし、講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。

※講座、実習の詳細については、別添3「初級者コース研修プログラム案」を参照。

実施期間は、令和7年8月1日（金）から令和8年2月27日（金）の間とする。

(2) 中級者コース（通年全5回）

自身で生産しているものあるいは、本市産の農産物等をメインとした食材を用いた商品開発を行うための実践研修とする。講師は本市が指定する者、または同等レベルの者とする。

※講座、実習の詳細については、別添4「中級者コース研修プログラム案」を参照。

実施期間は、令和7年10月1日（水）から令和8年2月27日（金）の間とする。

9 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了の後に、業務の実施状況が確認できる報告書および写真等の

記録を整理し、業務完了報告書を作成・提出すること。

10 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後または契約解除後も同様とする。

11 その他、特記事項

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。
- (5) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。